

令和8年度 市民税・県民税申告書

資料番号

(あて先) 茅ヶ崎市長
年 月 日提出

入力年月日	次年度送付
・ ・	有・無

整理番号
個人番号

身元確認	1点: 免許・パス・個人力・障 2点: (イ) 保険・年金・医療証 (ロ) 身分証・学生証・通帳・カード・その他	☐ 略聞 ☐ 有 ☐ 無
------	--	--

受 付 印

受付者	郵送
	☐

住所 (令和8年1月1日現在)	茅ヶ崎市		
現住所	同上・その他()		
フリガナ	性別	生年月日	明・大・昭 平・令 年 月 日
氏名	男・女	電話番号	
フリガナ	続柄	生年月日	明・大・昭 平 年 月 日
代理者氏名		代理者電話番号	

所得から差し引かれる金額に関する事項

本人障害控除	寡婦控除、ひとり親控除	勤労学生控除
特 別 ・ 普 通	寡 婦 ・ ひとり親 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 未帰還 ☐ 未帰還 ※住民票の続柄に「夫(又は妻)未帰還」ありは適用不可	(学校名)

社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険料	円
	国民年金保険料	
	後期高齢者医療保険料	
	介護保険料	
	その他の社会保険料	
社会保険料の計		

小規模企業共済等掛金控除	円	
生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
円	円	☐

雑損控除	損害の原因	損害年月日	以下のいずれか多い金額 ・差引損失額 - 所得合計の10% ・災害関連支出 - 5万円
	損害金額	保険金などで補填される金額	雑損控除額
	円	円	円
医療費控除	支払った医療費等	以下のいずれか少ない金額 ・所得合計の5% ・10万円 ※セルフメディケーションの通合は1万2千円	
	円	円	
	保険金などで補填される金額	医療費控除額	
セルフメディケーション ☐	円	円	

※色が塗られている項目は、職員記入欄のため、記入しないでください。

所得金額	区分	収入金額等	No.	所得金額
	営業等	円	1	円
	農業		2	
	不動産		3	
	利子		4	
	配当		5	
	※確定申告をしていない配当収入・所得は申告できません。 (非上場株式の少額配当金を除く)			
	給与収入の合計額		6	調整控除後
	公的年金等		7	
	雑業務		8	
	その他		9	
	総合議	短期①	10	
	一時③	長期②	11	
合計		12		
合計		13		

配偶者や親族に関する事項 (別居の扶養親族等がある場合、裏面にも記入してください。)

※収入等の内訳を裏面に記入してください (公的年金等を除く)。

配偶者 その他の親族	同一生計 配偶者	フリガナ・氏名	個人番号	生年月日	合計所得金額	配偶者特別控除	障害区分	別居	調整控除のみ該当
	☐			明・大 昭・平	円	☐	特 別 ・ 普 通	☐	☐
	続柄			明・大 昭・平 令	※2年少扶養	※3特定親族特別控除額	特 別 ・ 普 通	☐	☐
	続柄			明・大 昭・平 令	年少扶養	特定親族特別控除額	特 別 ・ 普 通	☐	☐
	続柄			明・大 昭・平 令	年少扶養	特定親族特別控除額	特 別 ・ 普 通	☐	☐
	続柄			明・大 昭・平 令	年少扶養	特定親族特別控除額	特 別 ・ 普 通	☐	☐

※1 配偶者の合計所得金額が58万円以下で、申告者本人の合計所得金額が1,000万円超の方を指します。該当となる場合、配偶者控除は適用されません。
※2 年少扶養とは、平成22年1月2日以降に生まれた人(16歳未満)です。
※3 前年12月31日時点で19歳以上23歳未満(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色専従者を除きます。)で、合計所得金額58万円超123万円以下の特定親族を有する場合に控除が適用されます。

所得から差し引かれる金額(申告者確認用)		☐ 家屋敷 ☐ 所得追加 ☐ 控除追加 ☐ 扶養外し ☐ 署3 ☐ 源泉 ☐ ()					
社会保険料控除	円	地震保険料控除	円	配偶者(特別)控除	円	雑損控除	円
小規模企業共済等掛金控除		寡婦、ひとり親控除		扶養控除 特定親族特別控除		医療費控除	
生命保険料控除		勤労学生、障害者控除		基礎控除		控除額合計	

※所得から差し引かれる金額欄に記入した額と生命保険料等の支払額からの計算結果が一致しない場合、支払額が優先されます。

扶養者	控配	同配	特定	同老	老扶	一般	同特	特障	普障	年少
住居関連	総合課税	住借可能	税額控除前 所得税額	特定	居住開始日	配専	他専			
	円	円	円		年 月 日					
寄附金に関する事項										
都道府県、市区町村分 (特例控除対象)						寄附金額		寄附先		
住所地の共同募金会 日赤支部分・都道府県市区町村分 (特例控除対象以外)						円				
条例指定分						神奈川県 茅ヶ崎市				

※寄附金明細確認のため、領収書を添付又は提示してください。

昨年中所得のなかった人の記載欄（該当する番号にチェックを入れ、必要事項を記入してください。）

☐ 1 扶養されていた。または援助を受けていた。(2を除く) ☐ 2 単身赴任中の配偶者の仕送りで生活していた。 ※2にチェックした場合のみ次の項目を記入してください。 配偶者の氏名 _____ フリガナ _____ 生年月日 _____ 勤務先(会社名) _____ 赴任地(居住地の住所) _____ 家屋敷課税について 説明済 ☐ 起票済 ☐	☐ 3 遺族年金、障害年金等(_____ 円)で生活していた。 ☐ 4 生活保護を受けていた。 ☐ 5 雇用保険(失業保険)(_____ 月～ _____ 月)を受給していた。 ☐ 6 預貯金で生活していた。 ☐ 7 その他 (_____)
備 考 _____ _____	

給与所得者で明細書だけしかない人は、それぞれの月の収入等を記入してください。

月	月 収	社会保険料
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		
合計		
勤務先の所在地		
名称		
電話番号		

給与所得の内訳に関する事項

支払者の名称		収入（支払）金額	支払者の名称		収入（支払）金額
1		円	4		円
2			5		
3			6		

営業等・農業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額
		円	円	円

雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

配当・利子所得に関する事項

※確定申告をしていない配当収入・所得は申告できません。(非上場株式の少額配当等を除く)

配当・利子所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収 入 金 額	必 要 経 費	源泉徴収税額
		・	円	円	円
		・			

総合譲渡・一時所得

区分	㊦ 収入金額	㊧ 必要経費	㊨ 差引(㊦-㊧)	㊩ 特別控除	所得金額(㊨-㊩)
短期	円	円	円	円	① 円
長期					②
一 時					③

①＝短期、②＝長期、③＝一時 を表面の収入金額等へ転記してください。

別居の扶養親族等に関する事項（国外居住親族がいる場合、「親族関係書類」「送金関係書類」等の添付又は提示が必要です。）

氏 名	令和 8 年 1 月 1 日の住所	国 外 居 住
		☐ 30歳未満又は 70 歳以上 ☐ 留学 ☐ 送金額38万円以上 ☐ 障害者
		☐ 30歳未満又は 70 歳以上 ☐ 留学 ☐ 送金額38万円以上 ☐ 障害者

事業専従者に関する事項

続柄	フリガナ・氏名	国籍番号	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額	専従区分
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	明・大 昭・平			☐ 配専 ☐ 他専
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	明・大 昭・平			☐ 配専 ☐ 他専

分離課税所得

		㊦収入金額	㊧必要経費	㊨差引(㊦-㊧)	㊩特別控除	所得金額(㊨-㊩)
分課課税 の譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					
一般株式等の譲渡						
上場株式等の譲渡						
上場株式等の配当等						
先物取引						
山 林		㊦収入金額	㊧必要経費	㊨事業専従者控除額	㊩特別控除額	山林所得の金額(㊨-㊩-㊪)
		円	円	円	円	円
退 職		㊦収入金額	勤続年数	退職の区分	㊩控除額	㊨差引(㊦-㊩)
	円	年 月	一般・障害	円	円	退職所得金額(㊨× $\frac{1}{2}$)

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等を含め配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下記の欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

※源泉徴収口座内における上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る所得の課税方法について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。よって、当該収入・所得を申告する場合は確定申告をしてください。

事業税に関する事項

非課税所得など		損益通算の特例適用前の不動産所得	
円		円	
事業用資産の譲渡損失など		前年中の開業業	他都道府県の事務所等
資産の種類	損失額、被災損失額(白)	円	月 日 開始 廃止 ☐

納付方法に関する事項

給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税・県民税と森林環境税の納付方法

特別徴収（給与天引） ・ 普通徴収（個人で納付）